

インフルエンザ予防接種の実施について

10月1日からインフルエンザ予防接種事業を開始します。接種期間は10月1日～12月31日まで（原則）です。本年度の助成の対象者及び助成額は下記表のとおりです。

対象者		助成額	自己負担額
① 満65歳以上の人	①、②のうち 非課税世帯の人	4,260円	なし
② 満60歳以上65歳未満 で一定の障がいのある人			
	①、②のうち課税世帯の人	2,760円	1,500円
③ 1歳以上13歳未満の児		1回につき 3,000円	各医療機関の接種費用額から3,000円をひいた額
④ 生活保護受給者		4,260円	なし

- 基礎疾患・免疫がつきにくいなど医師の判断で2回接種が必要となる場合があります。また、13歳未満のお子さまの接種に関しては、2回接種が基本です。詳しくは個別通知の内容を確認後、かかりつけ医に相談してください。
- 個別通知は9月末の予定です。郵送には時差が生じることもありますのでご了承ください。令和3年11月、12月に満65歳を迎える人は誕生日が近づく頃に個別通知します。必ず満65歳になってから受けてください。
- 接種場所：鳥取県東部の予防接種協力医療機関
- ※接種の際は事前に医療機関に予約してください。
- ※医療機関によって予防接種の開始・終了時期が異なります。

産前・産後の事業について



本町では、福祉課内に平成28年度末から子育て世代包括支援センター「ちづサポート」を設置し、妊産婦や乳幼児に対する様々な事業を実施しています。

特に、産前・産後は心身ともに変化が大きく、不安定になりやすい時期です。お母さんと赤ちゃんの健康を守り、健やかな育ちを支援するため、本町では以下の事業を助産施設等に委託して実施しています。

☆産後ケア事業

助産施設等において宿泊、または日帰りでケアを受けることができます。

＜対象となる人＞

智頭町にお住まいの生後1歳未満のお子さまとお母さんで、左記にあてはまる人

- ご家族等から十分な家事や育児などの援助が得られない人
- 体調不良や強い育児不安がある人

- お母さんが健康で、医療的ケアを必要としないこと

☆産前・産後サポート事業

助産施設等において日帰りでサポート（相談）を受けることができます。

＜対象となる人＞

- 智頭町にお住まいの妊婦さん
- 智頭町にお住まいで生後6か月までのお子さまを育てているお母さん

※上記産後ケア事業対象者と同様の状況にある人が対象です。

☆産前・産後整体事業、

産前・産後子育て相談事業

産前・産後に整体を2回ずつ、子育て相談を1回ずつ受けることができます。

＜対象となる人＞

- 智頭町にお住まいの妊婦さん
- 智頭町にお住まいで産後1年以内のお母さん

利用料はいずれも無料です。詳細は本町のホームページにも掲載しています。利用方法等は福祉課まで問合せください。